

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則を公布する。

平成17年9月16日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第63号

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成17
年6月8日京都市条例第3号）の施行期日は、平成17年10月1日とする。